

埼玉県中学校体育連盟柔道競技 感染拡大防止ガイドライン

本ガイドラインは、「新型コロナウイルス感染拡大防止ガイドライン」(埼玉県中学校体育連盟)及び「新型コロナウイルス感染症対策と柔道練習・試合再開の指針 2020/07/27」(全日本柔道連盟)等を踏まえて、現段階で得られている知見等に基づいて作成しています。

本ガイドラインは、埼玉県中学校新人体育大会の開催に当たって作成しています。埼玉県内で開催される中学校大会においても、各地区や施設等の実情を踏まえ、参考にしてください。

また、今後の知見の集積及び新型コロナウイルスの感染状況により、随時見直すことがあり得ることにご留意ください。

1 大会開催における基本的な実施判断基準について

- ① 大会開催にあたっては、埼玉県、開催地、埼玉県中学校体育連盟の方針に従う。
埼玉県中学校体育連盟では、以下の条件が整うことを開催の条件としている。

ア 埼玉県において外出自粛要請が出ていないこと。
イ 通常の学校教育活動が実施されていること。

- ② 主催者は、事前に施設管理者と十分に調整・確認をする。
③ 地域(試合開催)の感染状況：開催地域(市町村、学区内、県など)において、感染者の著しい増加がないこと。
④ 地域・社会の対応状況：国内移動制限緩和ないし解除。いくつかのフルコンタクトスポーツの試合再開。

2 代表者会議等における留意事項

- ・身体的距離の確保
- ・マスクの着用
- ・手洗い等の徹底
- ・3つの「密」(密閉空間、密集場所、密接場所)の回避

3 大会参加申込時の留意事項

本ガイドラインの参加者とは

選手、引率教員、部活動指導員、外部指導者、学校長が許可した保護者引率の保護者、付添生徒、大会役員、大会生徒補助役員

参加者の安全を確保するため、これを遵守できない参加者には大会への参加を取り消したり途中退場を求めたりすることがあり得ることを周知する。

(1) 保護者の同意

- ① 所属校校長は、大会に参加する生徒とその保護者が、事前に本ガイドラインをもとに感染症対策への同意を得る。(様式1「同意書」、各校・各支部の方式でも可。同意書の代表者会議での提出はしない)

「大会参加申込書」(令和2年度用書式)に押印し、代表者会議にて提出する。

- ② 感染の不安から参加を希望しない生徒については、無理に参加させない。このことについては、全ての指導者に対し周知する。

(2) 体調管理

- ① 参加者は、大会前2週間分の体調を「健康観察票」(様式2、各校で使用しているものの写しでも可)に記録し、健康管理を徹底する。
② 引率者は、①の「健康観察票」をもとに、「大会参加チーム健康チェックリスト」(様式3)を作成する。

- ③ 引率者は入館時に、「大会参加チーム健康チェックリスト」とともに「健康観察票」を提出し確認を受ける。「健康観察票」を忘れた選手、「大会参加チーム健康チェックリスト」を忘れたチームの参加は認めない。当日の体温を測ってこなかった者に対しては、非接触式体温計で検温し、問題なければ出場を認める。

(3) 参加条件

以下の事項に該当する参加者は、大会に参加できない。(大会当日に「健康観察票」「大会参加チーム健康チェックリスト」で確認を行う)

- ① 体調がよくない場合(例：発熱・咳・咽頭痛などの症状がある場合)
医師の判断で「新型コロナウイルス感染症ではない」との診断があれば出場を認める。ただし、当日 37.5℃以上の発熱をしている場合は、いかなる理由があっても出場を認めない。
- ② 新型コロナウイルス感染者との濃厚接触があると判断された場合
- ③ 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合
- ④ 過去 14 日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航または当該在住者との濃厚接触がある場合
- ⑤ 新型コロナウイルス感染症による休校措置のチーム・役員、学年閉鎖・学級閉鎖の学年・クラスに該当している選手及び教職員

4 大会参加者が準備・実施すべき事項

(1) 参加者が行う感染拡大防止

- ① マスクの着用
参加者は全員マスクを持参し、競技等実施時・飲食中を除いてマスクを着用する。(熱中症等の健康被害が発生する可能性が高い場合は外す)
試合時は持参した保管袋にいれ、待機場所に置いておく。
- ② こまめな手洗い、アルコール等による手指消毒を実施する。
特に、入館時のアルコール消毒、試合や食事の前後の手洗いを必ず行う。
- ③ 手洗い後に手を拭くためのマイタオルを持参する。
- ④ 飲食物やタオルは個々に用意し、共用しない。
- ⑤ 競技等実施時を除いて、人と人との距離を確保する。(できるだけ 2 mを目安に、最低 1 m)
- ⑥ 大会中は大きな声での会話、応援等をしない。
- ⑦ 大会(試合)前後のミーティング等においても、3つの密を避ける。
- ⑧ 感染拡大防止のために主催者が決めたその他の措置を遵守し、主催者の指示に従う。

(2) 大会運営に関する事項

- ① 入館について
 - ・チームでまとまって入館する。
 - ・引率者は入館時に、「大会参加チーム健康チェックリスト」とともに「健康観察票」を提出し確認を受ける。
 - ・競技が終わったチームは、原則速やかに退館する。ただし、監督が審判や役員を兼ねているチームは、その限りでない。
 - ・原則として再入館は認めない。必要な場合は 1～2 名程度とし、退館および再入館の際に入り口の受付担当に申し出て確認を受けること。
- ② 観客について
 - ・無観客とする。 2～3 名程度の荷物係は、入館できる。
 - ・参加チームの校長(それに代わる教員)は、受付で「来場者体調記録票」(様式 4)と「受付名簿」(様式 5)への記入をして入館できる。その際、名札を各自で用意し着用する。退館の際は、受付名簿に退館時刻を記入する。「大会参加チーム健康チェックリスト」に記載されている必要は無い。

- ・今大会の保護者入場は認めない。(学校長が許可した保護者引率の保護者を除く) 色々な理由を付けて入館しようとする保護者もいるため。(VTRは生徒が撮影)

③ 競技中の注意事項

試合中も選手、スタッフ同士の接触機会を減らすよう、以下の点に配慮する。引率者は、このことをチームに周知し徹底を図る。

- ・ウォームアップ中も、(特に集団で)大きな声を出さないようにする。
- ・試合前などのベンチでの集合時においても、できるだけ密集・接触を避ける。
- ・仲間と手をつないだり、肩を組んだりして行う円陣、ハイタッチは禁止する。
- ・試合直前に、各会場に設置した消毒液で手指消毒をした後に試合場に入る。
- ・ベンチでは離れて座り、私語は慎む。
- ・タオル、水ボトル、アイシングバッグなどの共用は禁止する。
- ・試合中の引率者や外部指導者が試合場で大声を出し応援や指示をする場合には、厳しくコントロールする。(1回目は口頭注意、2回目は退場)
- ・観覧席等での大声の応援は、禁止する。

④ 用具等の消毒について

- ・複数の参加者が触れると考えられる用具については、こまめに消毒をすること。

(3) 大会中の健康管理

- ・引率者は、選手の体調不良の有無を確認する声かけを行うなど、集合時から解散時までこまめに生徒の健康観察を行う。
- ・熱中症予防にも十分配慮し、こまめに水分補給などをする。
- ・生徒の体調不良や救急搬送等の事態が発生し、保護者の同意や意向聴取等が求められることも想定し、引率者は学校、保護者と確実に、速やかに連絡が取れる体制を構築しておく。

(4) その他

- ・会場内の移動は、密を避けるため各会場の指示に従う。
- ・観客席は、席を一つ以上離して座るなど、必ず一定の距離が保てるようにする。

5 主催者が準備・実施すべき事項

(1) 用意するもの

- ・非接触型体温計
- ・手洗い用石鹸
- ・使い捨て手袋
- ・ゴミ袋
- ・手指消毒スプレー
- ・用具等除菌スプレーと布あるいは除菌シート
- ・マスク(予備)
- ・ビニール袋
- ・各種表示
 - 「手洗いは30秒以上」
 - 「トイレの蓋を閉めて汚物を流す」

(2) 手洗い場所

- ア 石鹸(ポンプ型が望ましい)を用意する。
- イ 手洗いに関するポスター(「手洗いは30秒以上」等)の掲示をする。
- ウ 手洗いが難しい場合は、アルコール等の手指消毒剤を用意する。

(3) 更衣室、休憩・待機スペース

- ① 広さにはゆとりを持たせ、他の参加者と密にならないようにする。
- ② ゆとりを持たせることが難しい場合は、一度に入室する人数を制限する等の措置を講じる。

- ③ 室内またはスペース内で複数の参加者が触れると考えられる場所(ドアノブ、ロッカーの取手、テーブル、椅子等)については、こまめに消毒する。
- ④ 換気扇を常に回す、換気用の小窓を開ける等、換気に配慮する。
- ⑤ 控え室等を使用する際は、入退室の前後に手洗い又は手指消毒を行う。

(4) 洗面所

- ① トイレ内の複数の参加者が触れると考えられる場所(ドアノブ、水洗トイレのレバー等)については、こまめに消毒する。
 - ② トイレの蓋を閉めて汚物を流すよう表示する。
 - ③ 石鹼(ポンプ型が望ましい)を用意する。
 - ④ 手洗いに関するポスター(「手洗いは30秒以上」等)の掲示をする。
- ※更衣室、トイレ等の巡回の担当者は、男女別に配置する。

(5) 競技運営および用具等の消毒

試合で使用した、用具(畳、イス、タイマー、掲示板、記録席等)の消毒は、使用する施設管理者の指示に従うこと。

(6) 飲食

- ① 飲食物を手にする前に、手洗い、手指消毒を行うよう声を掛ける。
- ② 飲食場所は広さにゆとりを持たせ、他の者と密にならないようにする。
- ③ 飲食は必要最小限にとどめ、指定場所以外では行わず、周囲の人となるべく距離を取って対面を避け、会話は控えめにするよう指導する。
- ④ 水筒を使用し、ペットボトルの使用を禁止とする。補充用のペットボトルの持ち込みは可とする。なお、補充用ペットボトルは個人で持ち帰る。
- ⑤ 参加生徒の飲食は参加校の責任においてさせるとともに、ゴミはすべて持ち帰らせる。

(7) 会場

- ① 室内で行う場合は、密閉空間とならないよう換気設備を適切に運転し、常時2方向の窓を開放する(又は定期的に窓を開け外気を取り入れる)等の換気を行う。
空調設備の活用や、必要に応じて扇風機を併用するなどの工夫を心掛ける。
- ② 通路や階段においての接触を避けるため、会場内の通行方法(左側通行など)を定める。
- ③ 入場管理を徹底するために、可能であれば受付以外の出入口を封鎖する。
- ④ 体調不良者専用の待機場所を確保するため、複数の救護室を用意する。
- ⑤ 共用の競技用具を使用する場合は、使用前には手洗いをを行い、使用中には顔をできるだけ触らない。

(8) ゴミの廃棄(ゴミは持ち帰りが原則)

- ① 鼻水、唾液などが付いたごみは、ビニール袋に入れて密閉し、縛った上で持ち帰らせる。
- ② 万が一ゴミを回収する際にはマスクや手袋を着用し、鼻水、唾液等が付いたゴミはビニール袋に入れて密閉し、処分する。
- ③ 作業後は、必ず石鹼と流水で手を洗い、手指消毒する。

(9) 役員の健康管理

- ① 役員の健康管理は、主催者が参加者と同様に行う。
- ② 役員も、大会前2週間分の体調を「**健康観察票(大会役員用)**」(様式6)に記録し、入館時に受付に提出する。

(10) その他

- ① 唾や痰をはくことは極力行わないよう指導する。
- ② 公共交通機関を利用する場合は、マスクの着用を徹底し、近距離での会話を控え、会場(自宅)到着後は、顔をできるだけ触らずに、速やかに手を洗う。

6 当日の受付時の留意事項

- ① 入り口には、手指消毒用スプレーを設置する。
- ② 入場管理、受付等を行うスタッフには、マスクを着用させる。

- ③ 役員受付に準備するもの
 - ・ 来場者体調記録票
 - ・ 消毒用スプレー
- ・ 受付名簿
 - ・ 除菌シート
 - ・ 筆記用具
 - ・ ゴミ袋
 - ・ 非接触型体温計
 - ・ I Dカード予備(ケースと白紙カード)
- ④ 発熱や軽度であっても咳・咽頭痛などの症状がある人は入場しないように呼び掛けること。(状況によっては、発熱者を体温計などで特定し入場を制限することも考えられる)
- ⑤ 参加者がマスクを準備しているか確認すること。

7 参加生徒または顧問(関係指導者)の感染が判明した場合の対応

(1) 大会前

- ① 当該参加者が濃厚接触者と特定された場合は、出場(入場)は認めない。
- ② 団体戦においては、参加申し込み後の選手変更を認める。
- ③ 個人戦においては、欠場とする。
- ④ 上記の①～③の対応をする場合には、早急に埼玉県中学校体育連盟事務局に連絡する。

(2) 大会期間中

- ① 発熱等の症状を訴える参加生徒を確認した場合は、保護者に迎えに来てもらい速やかに帰宅させ、医療機関に電話等で相談するように指導する。
- ② 上記①の生徒からの聴取により、対面して一緒に食事をした等の接触があった者についても、念のため会場内における諸活動を中断させ、保護者に迎えに来てもらい帰宅させる。
- ③ 上記①によって帰宅した生徒については、翌日以降の参加を見合わせることにする。

(3) 大会後

- ① 感染者の所属する学校や行政機関の指示に従う。
- ② 当該の専門部は、速やかに事故報告書を作成し、埼玉県中学校体育連盟事務局と感染者が参加した大会当日に会場内にいたすべての者に連絡をする。
- ③ 感染者が発生した場合、感染者を特定しようとすることやSNS等で誤った情報を発信することのないよう、全ての関係者に対して指導する。

8 その他

- ① 会場への移動等は、各学校で責任をもって行き、集団感染のリスク(3密の条件)を避ける。
- ② 万が一感染が発生した場合に備え、個人情報取り扱いに十分注意しながら、「健康観察票」と「来場者体調記録表」は期間を定めて(2週間以上)保存し、専門部として予め緊急時の連絡体制を確認しておく。
- ③ 大会後に参加者から新型コロナウイルス感染症を発症したとの報告があった場合や、地域の生活圏において感染拡大の可能性が報告された場合の対応方針について、施設の立地する自治体の衛生部局とあらかじめ検討しておく。
- ④ 今後、社会情勢が大きく変化し、通常な社会生活に戻るなどした場合の対応は、上記の限りではない。